

浜松市・相模原市における議会基本条例の制定について（報告）

浜松市及び相模原市において、議会基本条例が制定されましたので、報告します。

なお、議会基本条例を制定している政令指定都市は、川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市、神戸市、静岡市、岡山市、札幌市、堺市、横浜市、京都市、浜松市、相模原市の15市となりました（制定順）。

1 各条例（条文は別紙のとおり）

- (1) 浜松市議会基本条例（平成26年5月19日制定）
- (2) 相模原市議会基本条例（平成26年6月30日制定）

2 制定経過

(1) 浜松市

- 平成25年7月23日 議会改革検討会議（11名の委員で構成）を設置。
- 平成26年2月12日 議会基本条例案を取りまとめ。
- 3月17日 議会基本条例案に対するパブリックコメントを実施。
- ～4月16日
- 5月19日 議会基本条例を全会一致で可決。同日公布・施行。

(2) 相模原市

- 平成25年3月22日 議会基本条例に関する特別委員会（11名の委員で構成）を設置。
- 平成26年4月30日 議会基本条例案を取りまとめ。
- 5月16日 議会基本条例案に対するパブリックコメントを実施。
- ～6月16日
- 5月31日 議会基本条例案に対する市民意見交換会を開催。
- 6月30日 議会基本条例を全会一致で可決。
- 7月1日 議会基本条例を公布・施行。

3 主な特徴

(1) 浜松市

- ・ 継続的な議会改革の推進に関し協議・調整を行うための組織を設置することができることとしている。
- ・ 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講じることとしている。

(2) 相模原市

- ・ 議会の活動原則として、大規模災害等不測の事態が発生したときは、迅速かつ適切に対応することとしている。
- ・ 議決事件として、①総合計画の基本構想の策定及び改廃、②市民憲章の制定及び改廃、③都市宣言の制定及び改廃を規定している。